

小 監 第 4 1 号
令和元年 8 月 1 9 日

小千谷市長 大塚昇一様

小千谷市監査委員 佐藤昭夫
同 山賀一雄

財政健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された平成30年度小千谷市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算に基づく健全化判断比率を審査したので、意見書を提出いたします。

平成30年度財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	平成30年度	平成29年度	平成30年度 早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	13.36
② 連結実質赤字比率	—	—	18.36
③ 実質公債費比率	8.6	8.4	25.0
④ 将来負担比率	69.3	75.6	350.0

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成30年度において、実質赤字額は生じていない。

② 連結実質赤字比率について

平成30年度において、連結実質赤字額は生じていない。

③実質公債費比率について

平成30年度の実質公債費比率は、前年度より0.2ポイント悪化し、8.6%となったが、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

④将来負担比率について

平成30年度の将来負担比率は、前年度より6.3ポイント改善し、69.3%となり、早期健全化基準の350.0%は下回っている。

(3) 是正改善すべき事項

特に指摘すべき事項はない。